

令和3年度世界で活躍できる研究者戦略育成事業 公募に係るQ & A

文部科学省科学技術・学術政策局
令和3年5月

本 Q&A は、令和3年5月19日開催の公募説明会での質問等に対する回答となります。

<事業内容関係>

Q 研究費を支援する研究者に関する要件として「研究活動に関するエフォート50%を確保」の記載があるが、これは育成期間中の平均と考えてよいか。

A 基本的には平均になると思いますが、本事業の趣旨は優れた研究者の育成でございますので、例えば、ある年はエフォート90%、翌年は10%という状況を許容するものではございません。50%前後で、年度によって極端なばらつきが出ないようにご留意ください。

Q 対象となる取組・要件にある「既選定機関と連携し、協働、分担等を実施すること」は、申請段階から既選定機関と調整のうえ、連携内容を記載する必要があるか。

A 既選定機関との連携に関しましては、採択されてからのことと考えられますので、申請段階において具体的な内容を記載する必要はございません。

Q 「公正な審査を得て選考した若手研究者集団」の選考を行うのは、実施機関でなくてもよいか。つまり、実施機関以外が実施期間を含む期間に「公正な審査を得て選考」したことがわかるようであれば、それを活用することはできると考えてよいか。

A 例えば、複数機関でコンソーシアムを形成しているような場合、ある大学の育成対象となる研究者をコンソーシアムに属する別の大学が審査するというのは合理的ではないように思います。育成対象となる研究者の審査は、基本的には、育成を担当する大学ないし機関が行うものと考えます。

Q 先の質問で「公正な審査を得て選考」は、例えば学振PD等の採用をもって選考したと考えてもよいのかという意味であるが、問題ないか。

A 他事業の選考結果を用いていただくことは可能ですが、例えば、学振PDの事業の

趣旨と本事業の趣旨は若干異なっており、本事業では研究力だけでなくマネジメント能力等の育成も期待しております。研究力という点に関しては、PDの結果を用いていただくことは可能かと思いますが、本事業では求めているものの、他事業では必ずしも強く求められていない点につきましては、審査していただく必要がありますので、その点をご留意ください。

Q 今回、民間企業との連携が必須と理解しているが、共同研究や研究インターンシップ等の目的で連携する場合、育成対象となる若手研究者の研究領域が決まらない時点で連携民間企業をノミネートするのは難しいように感じる。その点をどうお考えか。

A プログラム構築に必要な知見を得られる企業も連携先として想定しておりますので、必ずしも共同研究やインターンシップ等の目的に限定されるものではございません。仮に共同研究や研究インターンシップ等を目的とした連携を図るのであれば、育成対象となる若手研究者が決定されたのちに民間企業との連携が柔軟に図れるよう、例えば、若手研究者と民間企業との間を幅広く仲介できる団体・組織等と事前に連携するなどの工夫も考えられるかと思えます。

<経理関係>

Q 「研究者育成に関する教育研修等を実施」していくための取組に必要となる設備、機器については、1年目以降においても購入可能か。

A 設備備品費につきましては、1年目に限られ、かつ用途としましても「プログラム開発・実証体制の構築に必要な経費」に資するものと定めています。「研究者育成に関する教育研修等を実施」するための経費につきましては、講師に対する謝金や旅費等を想定しています。

Q 「本事業以外の科学技術人材育成費補助事業（「卓越研究員事業」等）による支援を受けている研究機関においては、同一の研究者に対して、本事業による研究費との重複支援を行うことはできない」とあるが、研究費の支援のみ不可という理解でよいか。

A 研究費の支援のみ、重複は不可能です。